

豊田市交流館のあり方と方策 (スライド版)

令和7年2月

豊田市

生涯活躍部 市民活躍支援課

はじめに

- 1 交流館をめぐる動向
 - 2 交流館の概要
 - 3 平成30年度の見直しに係る評価検証
 - 4 交流館の目指す姿
 - 5 交流館の役割と運営の視点
 - 6 交流館の方策と推進の仕組み
- 参考 交流館に関する現状調査(アンケート等)

- 交流館は、地域の「学びの場、交流の場、活動の場」として、市内に全28館（中学校区ごとに1館）に設置。
“公民館”、“生涯学習センター交流館”、“交流館”と名称及び機能を変更しながら現在の交流館へと変遷。
- 平成30年度には、設置根拠を従来の社会教育法から地方自治法へと変更し新たな施設運営を開始。
（営利利用による新規利用者の拡大や地域の特性やニーズに応じた運営が可能に）
- その後、新型コロナウイルス感染症が発生し、つながりづくりを担う交流館としては苦しい運営状況になったが、キャッシュレス決済の導入をはじめとしたデジタル化の取組を進めつつ、施設運営を行ってきた。
- こうしたなか、令和4・5年度の市生涯学習審議会において、「人生100年時代の学びのあり方と方策」をテーマに議論。社会環境が変化する中、生涯学習や世代間交流が改めて重要となっており、**人生100年時代をよりよく生きるための地域社会の実現やひとづくりを一層推進する必要性について示された。**
- また、**第9次総合計画（令和6年度末策定）**の内容も踏まえ、本市が目指すまちづくりの将来像の実現に向けて、一体的に取り組む時期にある。
- 以上のような経緯や背景などを踏まえて、施設の位置づけを変更した平成30年度以降の取組を振り返りつつ、**交流館における今後の方向性や更なる充実に向けた方策などについて、令和6年度生涯学習審議会**で調査審議を行った。
- 本まとめは今後の交流館運営の方針等に活用していく。

豊田市

(3)地域の動向

自治区加入率

Year	Rate (%)
2018	82.29%
2019	81.56%
2020	79.89%
2021	79.82%
2022	79.76%

地域ごとに様々

公共交通の充実

子育ての充実

集落機能の弱体化

歴史・文化の継承

高齢者の生きがいづくり

担い手確保

若者の転出

農林業の衰退

移住定住の促進

景観の維持

多文化共生

地域の愛着醸成

地域と子育て世代との接点づくり

歴史・文化の継承

移住定住の促進

地域コミュニティの見直し

地域コミュニティの希薄化

地域行事の継承

自然環境の維持

世代間交流

担い手確保

地域活性化の仕組みづくり

交通安全・防災意識の向上

地域コミュニティの見直し

子育て世代の交流居場所づくり

交通安全対策

健康寿命の延伸

知的財産の継承

医療の充実

孤立対策

子育て環境の充実

自然環境の保全

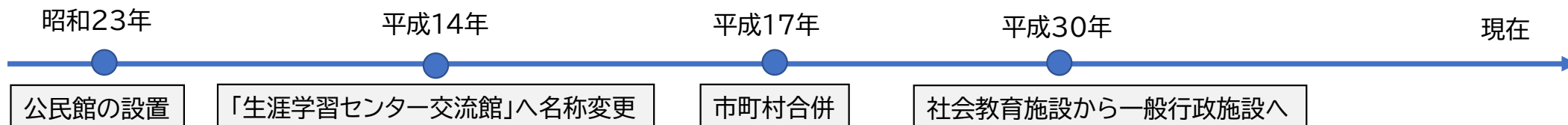
移住定住の促進

交流館年度計画から作成

交流館年度計画から作成

2 交流館の概要

(1)交流館の歴史



(2)施設概要

豊田市交流館条例(設置根拠:地方自治法)

【設置目的】 市民の生涯にわたる **学び・交流・市民活動**の促進を図り、**共働によるまちづくり**を推進し **自立した地域社会の実現**を目指す

●開館日

火曜日～日曜日

＊月曜日(祝日を除く)及び年末年始(12月28日～翌年1月4日)は休み

●利用時間

午前9時～午後9時

●部屋等の利用時間区分

3時間区分、1時間区分

＊館の実情に応じて区分は異なる

●施設機能

- ・部屋貸出、図書貸出
- ・子育て交流スペース 等

●その他

災害時は防災地区活動拠点



交流館数 : **28館** ＊中学校区に1館

- ・単独タイプ(17館)
- ・支所・出張所・コミュニティセンター併設タイプ(9館)
- ・中学校併設タイプ(2館)

<交流館業務>

1 施設の運営に関すること

- (1)部屋等の利用許可に関する業務
- (2)図書に関する業務(全館)
- (3)スポーツ施設に関する業務
(石野・上郷・井郷・末野原・高橋・竜神・保見)
- (4)子育てサロンに関する業務
- (5)自販機の設置(全館)

2 施設の維持管理に関すること

- (1)施設管理及び保守点検
- (2)施設の修繕

3 事業に関すること

- (1)事業の企画・実施
- (2)市民の活動支援及びコーディネート
- (3)施設及び事業に関する市民への周知

4 地域共働に関すること

- (1)交流館運営委員会の設置・運営
- (2)地区コミュニティ会議の事務局
(会議、ふれあいまつり、二十歳のつどいなど)
- (3)地域会議及び地域活動等との連携

3 平成30年度の条例改正（一般行政施設へ）に係る評価検証

(1) 条例改正（見直し）の概要

- 交流館は、“公民館”、“生涯学習センター交流館”、“交流館”と名称及び機能を変更しながら変遷。平成30年度には、設置根拠を社会教育法から地方自治法へと変更し新たな施設運営を開始。これにより営利利用による新規利用者の拡大や地域の特性やニーズに応じた運営が可能に。
- 社会環境の変化等を踏まえて、一般行政施設に転換した平成30年度以降の5年間の取組について振り返りを行い、実績等をまとめ。

<平成30年度見直しのねらい>

①多様な主体による活動の促進

⇒ 【営利利用の緩和】

②地域の特性に応じた運営、共働の促進

⇒ 【独自ルールやコーディネート強化】

<見直し前後比較>

	Before	After
施設名称	生涯学習センター交流館	交流館
根拠法令	社会教育法	地方自治法
利用 ルール	営利目的は原則× 全館一律ルール	営利目的○（3倍料金） 館独自ルール（時間等）

(2) 全体に関する取組実績

<施設整備に関する取組実績>

年次	取組
令和元年	・稲武交流館の改築（エレベーター設置、照明LED化ほか）
令和2年	・藤岡交流館の移転新築／藤岡支所合築 ・藤岡南交流館の増築（ホール増築、図書コーナー改修ほか）
令和5年	・若園交流館の新改築／若園中学校合築



藤岡交流館



若園交流館

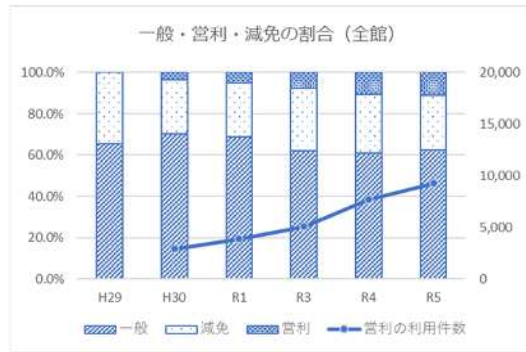
<運営に関する取組実績>

年次	取組項目	取組内容
令和元年～	営利利用の開始	事業者等のノウハウを生かした学び・交流・活動を展開するため営利利用（基本使用料の3倍）を開始。
令和元年～	地域独自利用ルールの開始	地域の特性や実情に応じて開館時間や利用時間区分のほか独自ルールを設定できる運用を開始。
令和2年	地域学校共働本部との連携事業	モデル地区（益富、若園）において、交流館と地域学校共働本部の連携事業を実施。
令和3年～	予約システムの導入	公共施設のホールや会議室等の空き状況の確認や利用予約ができる電子システムを導入。
令和4年～	キャッシュレス決済の試行・運用	デジタルを活用した利便性向上のため、キャッシュレス決済（クレジットカードや電子マネー等）を導入。
令和5年～	Wi-Fiモバイルルーターの試験導入	ネットを活用した講座、会議等の利用による利便性向上のため、モバイルルーター無料貸出を試験導入。
令和6年～	市外利用者割増料金の導入	受益者負担の適正化を図るため、複数施設において、市外利用者割増料金（基本使用料の2倍）を導入。

3 平成30年度の条例改正（一般行政施設へ）に係る評価検証

(3)施設運営の状況

- コロナ禍で一時落ち込んだが、現在は年間200万人以上の利用
- 営利利用が増加するなど利用者の幅が広がっている



(5)地域共働の状況

- 地域の実情に応じて開館時間や利用時間を変更する館あり
- 地域の意見を踏まえて、柔軟な利用ルールが促進

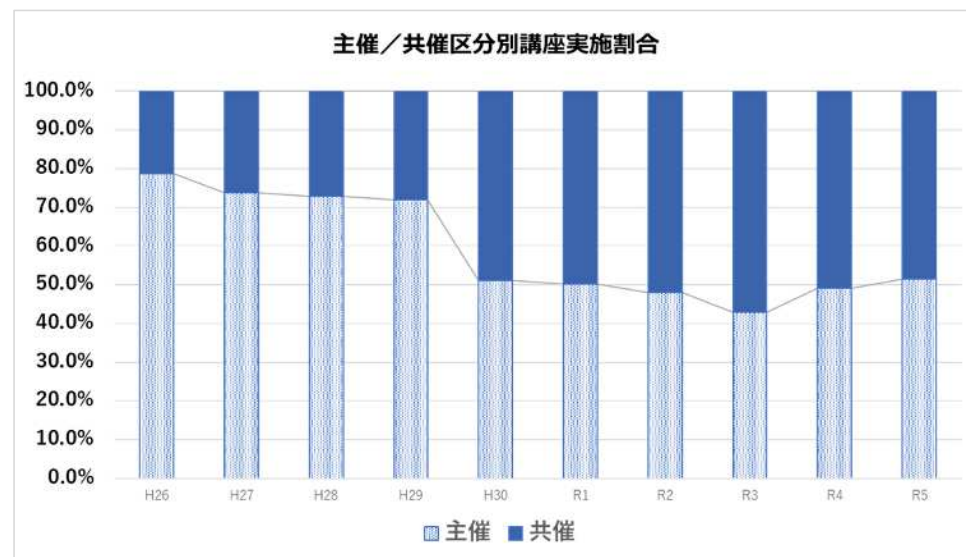
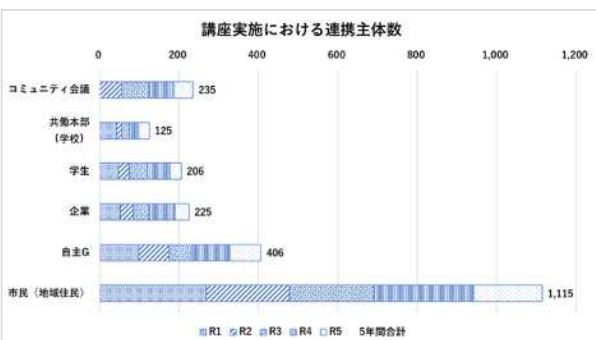


ロビースペースでの物販

- 共催事業が増加し、共働的な利用が促進

(4)事業の状況

- 年間延べ1,000件の事業、連携団体等は2,312件の実績による活発な利用
- 公費負担の割合が減少傾向、館のコーディネートにより自主活動が促進



3 平成30年度の条例改正（一般行政施設へ）に係る評価検証



(6) 成果と課題

① 多様な主体による活動の促進【営利利用の緩和】

◎ 成 果

- ・ 営利利用の緩和により、民間企業を含め**多様な主体による利用が増加**
- ・ 地域住民を巻き込んだ物販等、**自主的・自立的な活動にむけた事業が展開**

△ 課 題

- ・ 利便性が向上した一方、**利用者とのコミュニケーション機会が減少**
- ・ **“施設の貸館化”**が懸念され、利用者との関係性構築が職員の悩み

② 地域特性に応じた運営・共働の促進【独自ルール・コーディネート】

◎ 成 果

- ・ 利用時間区分の変更やロビーの利活用等、**館ごとの工夫による運営**
- ・ 地域住民との連携事業が実施され、**共働が促進**

△ 課 題

- ・ 館毎に特色化を進める一方、**公共性と独自性のバランスに苦慮**
- ・ 特色ある運営や利用ルールについての**情報発信や可視化が必要**
- ・ 地域課題の複雑化や担い手不足の中、**新たな使い方に期待**

評 価 検 証 を 踏 ま え た 総 括

- コロナ禍にあっても地域住民や館の努力により安定的な運営や利用者拡大に寄与。**平成30年度の見直し(条例改正)のねらいについては一定の成果。**一方、社会教育施設から一般行政施設に転換して5年が経過し、時流も踏まえ、**今後の方向性と役割などについて、改めて認識を共有する時期にある。**
- つながりの価値が増す中、文科省においても社会教育を**「社会教育による学びがつながりを育み、そうしたつながりが地域コミュニティの基盤になる」**と再定義。交流館は、一般行政施設へと転換したが、国が定義する社会教育の位置づけも踏まえた運営が必要。そのためには、つながりを育む場として、本市ならではの豊富な人材、特色ある地域、質の高い施設や設備といった高いポテンシャルや特色を最大限に発揮していくことが必要
- 人生100年時代かつ先行きが不透明な社会環境においては、「学び・交流・活動」の機能は引き続き重要性を増し、交流館への期待は益々高まっていく。令和7年度からは、**第9次総合計画がスタート**することを鑑み、市民力、地域力、企業力のもと、共働で地域の持続化を図っていくことが必要。

4 交流館の目指す姿



<目指す姿>
キャッチコピー

学び合いとつながり合いで人が育ち、暮らしをともに楽しむ場・交流館

<方向性>

(1)設置目的及び理念の実現に向けた運営

「多様な主体による活動の促進」、「地域特性に応じた運営及び共働の促進」を図るため、平成30年度に交流館条例の改正を行い根拠法令を社会教育法から地方自治法に変更。評価検証の結果、着実に前進しており、引き続き条例の設置目的や運営理念に沿って運営を進める。

(2)社会教育を基礎につながり育む運営

交流館は、地方自治法による一般行政施設であるが、「社会教育が礎であること」及び「文部科学省が社会教育を再定義したこと」も踏まえて、社会教育の理念や手法を生かし、“つながりを育む運営を行うことが重要。

(3)第9次総合計画/ミライ実現戦略の実現に向けた運営

第9次総合計画の考え方にに基づき、地域拠点として計画推進の原動力及び基盤として支える。

<位置づけ期間> 令和7年～令和12年（第9次総合計画ミライ実現戦略2030の期間）

【第9次総合計画/ミライ実現戦略2030】

将来像

つながる つくる
暮らし楽しむまち・とよた

第9次
豊田市総合計画の
構成

ミライ構想
長期(2050年)を展望して設定する普遍的なまちづくりの方向性

↓ ミライ構想の実現に向けて

ミライ実現戦略2030
5年間で特に注力する取組の方向性

2025年4月
(令和7年)

2030年3月
(令和12年)

2050年
(令和32年)

ミライ実現戦略2030

- 視点① 「こども」起点でまちづくりを考える
- 視点② 誰もが「つながり合う」まちづくりを進める
- 視点③ 人を支える「まちの基盤」をつくる

取組方針 1 ともにこどものミライに夢と希望をつくる

取組方針 2 ともにミライにつながるまちをつくる

交流館に関する理念体系

豊田市民の誓い

豊田市まちづくり基本条例

「共働によるまちづくり」と「都市内分権」を推進し、
自立した地域社会を実現

第9次総合計画
(ミライ実現戦略2030)

将来像：つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた

豊田市交流館条例
(地方自治法)

市民の学び・交流・活動の促進を図り、
自立した地域社会の実現を実現

5 交流館の役割・運営の視点

【交流館の役割】

交流館は、自立した地域社会の実現をするための、
地域の「学びの場、交流の場、活動の場」

職員は、市民、地域、企業とのよりよい関係性を育み、
人と人、団体、活動をつなぐ（コーディネーター）

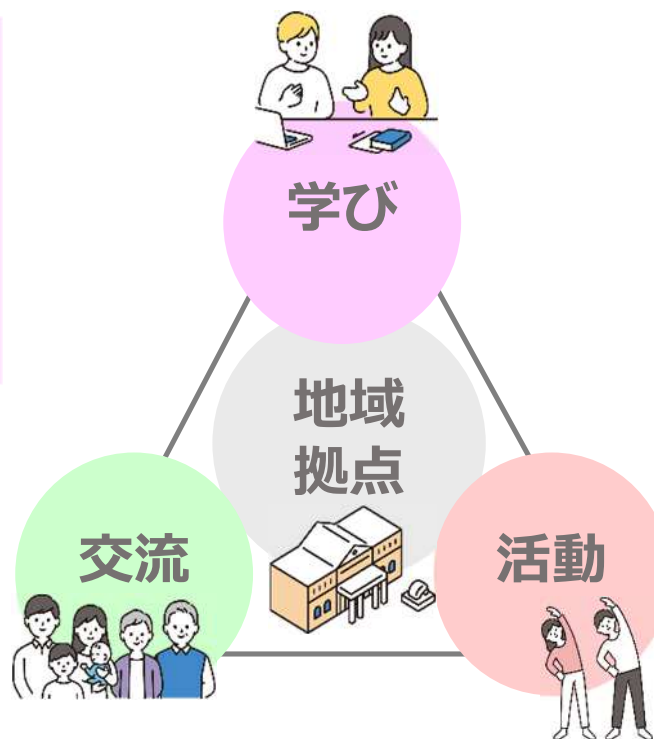
【運営の視点】

学び【学び合う場】

- 人生の充実やウェルビーイングの実現はもとより、定年延長の中で就労機会の拡大の観点も重要
- 人生100年時代では、リカレント教育やリスキリングによる学び直しの役割が再認識
- 地域課題の複雑化や地域の担い手不足の中、地域課題解決や地域コミュニティの形成が期待される
- 市民が学び合うをコーディネートすることが必要

交流【つながり合う場】

- つながりの再構築が問われており、地域で顔の見える関係や助け合えるコミュニティが必要
- 中学校単位で設置する立地性や地域性を生かしつつ、世代間、組織間、国籍を超えたつながりをつくる
- 気軽に立ち寄れる仕掛けや利用者間のつながりづくりが必要
- 若い世代はSNSなどインターネットによる交流も一般的であるためデジタルへの理解が必要



活動【活躍できる場】

- 人生100年時代では、一人ひとりの個性と多様性のもと、居場所と役割を持ち生涯活躍できることが望ましい
- 学び合いを通して得た気づきを行動につなげ、個人の充足とを図りつつ、地域の創り手としての活躍が期待される
- 市民のチャレンジを伴走支援しつつ、コーディネートすることが必要（職員が現場訪問することもその一環）
- 充実した設備環境の利活用を広げるため、地域を超えた利用による地域間交流や関係人口づくりが期待される

地域拠点【賑わいの場】

- 中学校区ごとの設置により、市民の身近な地域拠点としての機能を有している
- たまり場や居場所としての役割や住民からの相談等を通して寄り添いの場としても役目もある
- 防災、福祉、多文化共生など複数の生活に即した機能を有し、暮らしに密着
- 地域資源（人・モノ・コト・情報）の把握と発信が重要 また、新たな発想による拠点づくりが必要

6 交流館の方策と推進の仕組み

方 策

(1)施設の利用促進と利便性の向上

- ・営利利用及び地域運営を引き続き運用し、多様な方の利用を促進する。また、デジタル活用などを通して利便性を向上する。

(2)施設の適切な維持管理と効果的な運用

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理を図ることで、安全安心に利用できる環境づくりに努める。

(3)地域拠点の賑わいづくりと魅力向上

- ・地域拠点として賑わいのある場をつくり、効果的な情報発信などを通して魅力を向上する。

(4)交流館業務の効率化

- ・交流館の目指す姿を実現するため、業務の効率化を図る。

推進の仕組み



<参 考> 交流館に関する現状調査（アンケート等）



交流館の利用実態や市民意識を把握するため、市民等（市民、企業、職員、地域団体等）にアンケート及びヒアリングを実施

属性	調査期間	対象者	調査方法及び回答数
(ア)市 民	令和6年9月5日～30日	無作為抽出の満18歳以上の市民 (5,482人)	・電子アンケート ・1,916人
(イ)企 業	令和6年9月3日～24日	とよたSDGsパートナー (224団体)	・電子アンケート ・41団体
(ウ)職 員	令和6年9月3日～24日	交流館職員 (館長、主任主事、主事)	・電子アンケート ・109人
(エ)地域団体等	令和6年8月1日～30日	地域団体関係者 (地域、学校、事業者、活動団体)	・ヒアリング ・26人
(オ)テーマ別 (こども、共生)	令和6年9月8日、27日	・審議会委員 ・こども会議委員	・ワークショップへの参加 ・ヒアリング

<調査結果まとめ>

- 交流館は、「学び」「交流」「活動」の地域拠点として認識され、**気軽に立ち寄ることができる場所として期待**されている。一方、20代の利用が少ないことから**若者との関係づくり**を行うことで、より世代間交流の促進が期待される。
- 平成30年度の条例改正による見直し以降営利利用や地域の独自運用が増えているものの、まだまだ認知が十分でないため、引き続き、**情報発信やルール見える化**をしていくことが必要。
- 交流館を支える**職員の多くが業務にやりがい**を感じており、引き続き、職員が能力を発揮しつつ、市民のつながりや活躍をコーディネートしていくことが重要である。一方、事務の煩雑化や施設の老朽化などが課題であり**業務の効率化**を図っていくことが必要である

- 交流館を過去1年間に**利用したことがある市民の割合は47%** 一方で、市民の53%は過去1年間に交流館を未利用。**20代の70%が未利用**
- 未利用の理由は、「家庭や仕事等で時間がない」「参加したい講座や事業がない」「**交流館にどんな機能や事業があるかわからない**」
- 利用している市民の58%は**居住地区以外の交流館も利用**。
- 利用目的は、「図書利用」「教養趣味のサークル活動」「講座・イベントへの参加」
- 交流館への期待は、10代・20代では「**くつろくことができ、気軽に立ち寄ることができる**」、50代以上では「**健康の維持増進を図ることができる**」
具体的な機能として「wi-fi」「テレワーク」「フィットネス」「カフェ」といったキーワード

利用しなかった理由



<参 考> 交流館に関する現状調査（アンケート等）



(2)企業アンケート

- 過去5年間に**利用したことがある企業の割合は27%** 営利目的の利用ができることの認知度は**32%**
- 活用してみたい機能は、「部屋の貸出」「事業等での連携」のほか、「**地域への情報発信**」
- 期待することは、「住民とディスカッション」「地域課題やコミュニティに関する情報発信」

(3)館の職員アンケート

- 職員の**8割は、業務にやりがい** 内容は、「地域・市民活動の支援」「窓口等での地域住民との会話・交流」
- 業務の課題は、「**公平な利用ルールのある方**」、「利用者との**コミュニケーション機会の減少**」、「**老朽化による施設管理**」
- 交流館が市民にとってどのような場所であるとよいかについては、「**立ち寄れる**」「**集まれる**」「**憩い**」「**居場所**」

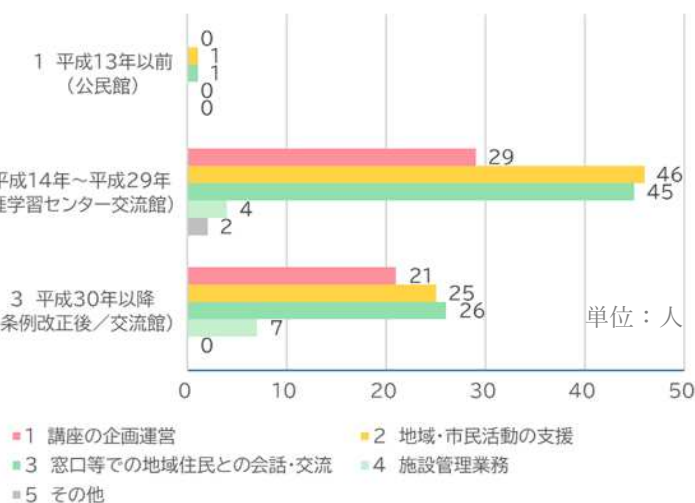
やりがい度合

問4 交流館の仕事にやりがいを感じますか(1つ選択)

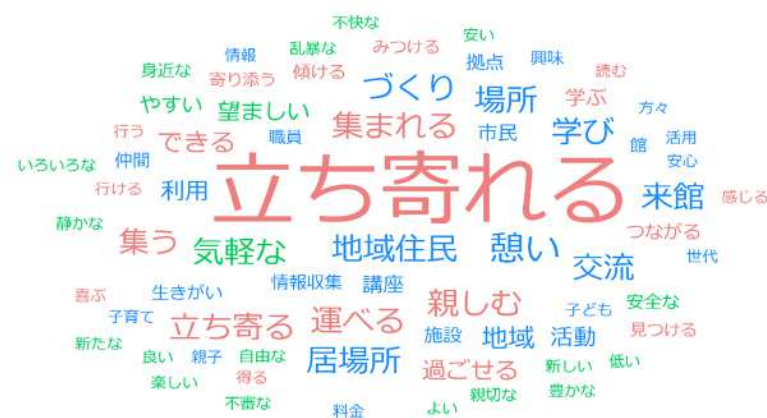


やりがいを感ずる場面

勤務開始年別 やりがいを感じた内容・場面



市民にとってどのような場所であるとよいか



<参 考> 交流館に関する現状調査（アンケート等）

(4)地域ヒアリング

○地域が期待することは、「学び・交流・活動」のほか「立ち寄れる」「集える」「憩い」「尋ねる」「頼れる」

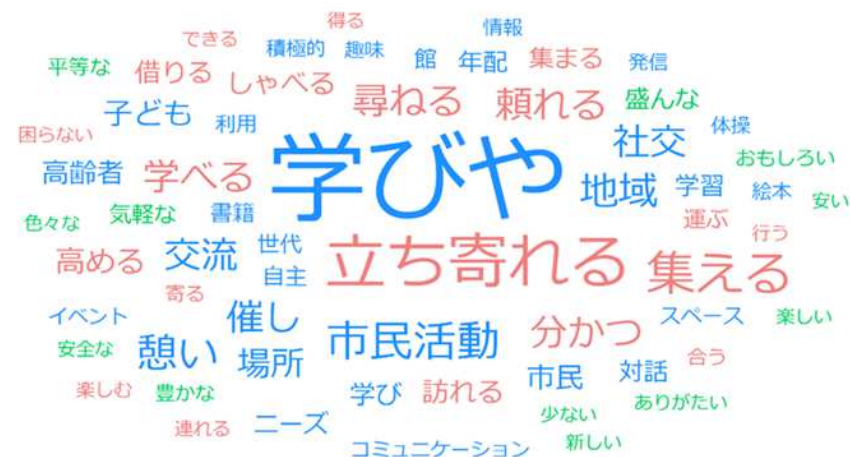
(5)テーマ別ヒアリング(こども、共生)

- こどもが期待することは、「友だちと会話をしながら利用できる」
- 地域共生の視点では、「互いの文化を知る場」「福祉事業所との連携」

こども会議で交流館について意見交換



交流館に期待すること



<参 考> 交流館に関する現状調査（その他）

- ・ 交流館の現場では、指定管理者である文化振興財団の職員を中心に地域住民とともに日々共働による活動を行っている。
- ・ 交流館職員のモチベーション向上や取組の検討を目的に、交流館職員とともにこれからの運営について検討

交流館を面白がる妄想ワークショップ～交流館のしあさって～

日 程 8月29日(木)午後1時30分～午後3時30分

場 所 猿投北交流館 多目的ホール

参加者 交流館職員 41名

内 容 第1部

講演「交流館のしあさって」

講師：公民館のしあさってプロジェクト コアメンバー

西山 佳孝氏、大里 みずき氏

第2部

ワークショップ①「モヤモヤ交流館」②「ワクワク交流館」



<講師からのコメント>

- ・ 交流館は利用者自ら楽しむところ
- ・ 交流館の仕事は何事も面白がれるかが鍵



<交流館職員の意見>

- ・ 利用者同士の交流や若者の利用を増やしたい
- ・ 紙の資料が多いため効率化したい
- ・ 地域の外に出る機会を増やしたい
- ・ 地域のイベント等の情報発信を増やしたい

<参 考> 委員名簿等

■生涯学習審議会委員(任期:令和6年7月1日～令和7年3月31日)

(敬称略、五十音順、会長◎・副会長○)

氏 名	所 属
石川 陽子	市民公募
太田 幹夫	豊田市区長会 理事
木浦 幸加	ユカキカク 代表
田島 真実	イトノワ 代表
西山 佳孝	公民館のしあさってプロジェクト コアメンバー
○ 前田 博子	豊田工業高等専門学校建築学科 准教授
◎ 牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科 教授
元持 千恵子	市民公募
吉村 迅翔	一般社団法人JUNTOS 代表理事
米山 哲司	特定非営利活動法人Mブリッジ 代表理事

■検討経緯

- 生涯学習審議会（3回）
 - ・学識者、実践者、市民公募などの委員による附属機関
- 交流館のこれからプロジェクト（1回）
 - ・選任した交流館職員と今後のあり方を意見交換する場
- 交流館を面白がる妄想ワークショップ（1回）
 - ・交流館職員を対象に課題等を意見交換する場
- 市民等アンケート
 - ・市民等を対象にしたアンケート
 - ①市民アンケート
 - ②地域団体や団体等へヒアリング
 - ③企業アンケート
 - ④交流館職員アンケート
 - ⑤その他（審議委員を通じたヒアリング）